

こども文教委員会 令和4年3月7日
教育委員会事務局 資料2番
所管 学務課

## 就学援助特例対応に対する審査基準の整備について

### 1 審査基準を整備する理由

台風や地震等の自然災害や新型コロナウイルス感染症流行などにより、家計が急変するリスクに対して、きめ細やかな支援が求められている。

このため、児童・生徒が安心して教育を受けられる環境を確保すべく、新たに特例対応の審査基準を整備する。

### 2 特例対応の審査基準

(1) 災害(火災を含む)、失業、傷病等により、家計が急変した者については、直近の収入状況から見込まれる当年の所得金額を用いた審査を行う。

(2) 直近の収入状況は、当年1月以降の収入実績(6カ月分以上)により算出する。

### 3 適用する時期

令和4年4月1日から適用予定。